

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、河川区域内に放置されていた工作物を除却し、及び保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成20年11月25日

国土交通省中国地方整備局長 藤 田 武 彦

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
 - (1) 小型船 白色 エンジンなし 1隻
 - (2) 小型船 白色及び赤色 エンジンなし 1隻
- 2 当該工作物が放置されていた場所
一級河川天神川水系天神川
 - (1) 小型船（白色） 東伯郡北栄町江北地先 水面（新天神橋下）
 - (2) 小型船（白色及び赤色） 東伯郡北栄町江北地先 河川敷
- 3 当該工作物を除却した日時
 - (1) 小型船（白色） 平成20年11月4日 午前9時37分
 - (2) 小型船（白色及び赤色） 平成20年11月4日 午前9時13分
- 4 保管を開始した日時
平成20年11月4日 午前10時11分
- 5 保管の期限
平成21年5月4日
- 6 保管の場所
倉吉市福庭町一丁目18 国土交通省倉吉河川国道事務所敷地内
- 7 費用負担
当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用は、当該工作物を放置した者又はその所有者の負担とする。
- 8 実施機関及び問合せ先
国土交通省倉吉河川国道事務所 河川管理課
電話 0858-26-6221